証券コード：6958

CMK

第65回
定　時　株　主　総　会

招　　集
ご通知

開催日時

2025年６月25日（水曜日）
午前10時

開催場所

東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
新宿野村ビル２階 野村コンファレンスプラザ新宿
コンファレンスA

議　　案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

目　　次

第65回定時株主総会招集ご通知 ……………………1
株主総会参考書類 ………………………………… 6
事業報告 ………………………………………………23
連結計算書類 …………………………………………42
計算書類 ………………………………………………44
監査報告 ………………………………………………46

日本シイエムケイ株式会社

証券コード　6958
2025年６月５日
（電子提供措置の開始日　2025年６月２日）

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
日本シイエムケイ株式会社
代表取締役社長　石　坂　嘉　章

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト	https://www.cmk-corp.com/ir/stock/meeting.html

株主総会資料掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/6958/teiji/

　また、電子提供措置事項は、上記のウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本シイエムケイ」または「コード」に当社証券コード「6958」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年６月24日（火曜日）午後５時10分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2025年６月25日（水曜日）午前10時

2．場　　所　東京都新宿区西新宿一丁目26番２号 新宿野村ビル２階
野村コンファレンスプラザ新宿
コンファレンスA

3．目的事項

報告事項
1．第65期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第65期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

⑴書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
⑵インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
⑶インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している前記インターネット上の各ウェブサイトにその旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①連結株主資本等変動計算書　②連結注記表　③株主資本等変動計算書　④個別注記表

従いまして、本書面は、監査報告を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

・株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年６月24日（火曜日）午後５時10分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年６月24日（火曜日）午後５時10分到着分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2025年６月25日（水曜日）午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

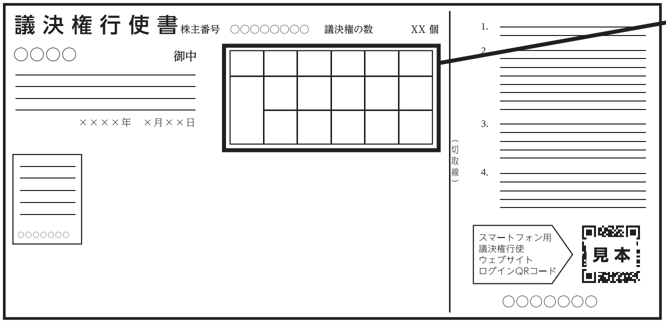

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・４号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に〇印

第２・３号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

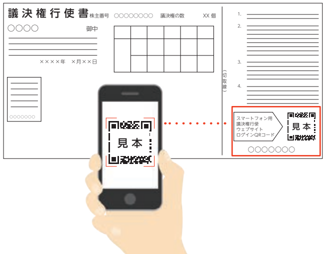

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

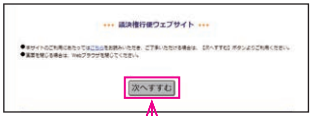

「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

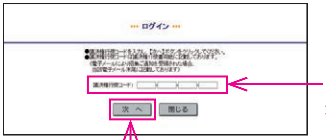

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

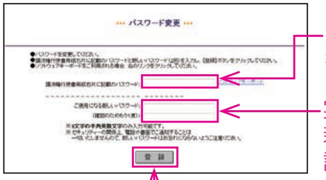

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

（受付時間　年末年始除く９：00～21：00）

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を重要政策の一つと認識しており、経営体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、業績や財務状況等を勘案した上で、連結配当性向30％程度を目安に安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり１株につき20円とさせていただきたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
金銭
⑵　株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金20円　　総額1,425,037,620円
⑶　剰余金の配当が効力を発生する日
2025年６月26日

第２号議案　取締役９名選任の件

現取締役９名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席率
1	再任 男性	大澤（おおさわ） 功（いさお）	代表取締役会長	100% (17回/17回)
2	再任 男性	石坂（いしざか） 嘉章（よしあき）	代表取締役社長	100% (17回/17回)
3	再任 男性	手戸（てど） 邦彦（くにひこ）	取締役執行役員 経理担当、 情報システム担当	94% (16回/17回)
4	再任 男性	山口（やまぐち） 喜久（よしひさ）	取締役執行役員 経営企画担当、 シイエムケイ・プロダクツ(株)担当	100% (17回/17回)
5	再任 男性	大野（おおの） 和人（かずと）	取締役執行役員 コーポレート担当（人事総務、内部統制、CSR、法務）	100% (17回/17回)
6	再任 男性	高橋（たかはし） 聡（さとる）	取締役執行役員 グローバル生産担当、 生産技術担当、開発技術担当、生産本部長	100% (14回/14回)
7	再任 社外 独立 女性	佐藤（さとう） りか	社外取締役	100% (17回/17回)
8	再任 社外 独立 男性	種市（たねいち） 正四郎（しょうしろう）	社外取締役	100% (17回/17回)
9	新任 社外 独立 男性	友井（ともい） 洋介（ようすけ）	―	―

候補者番号
1

再 任

大澤（おおさわ）　功（いさお）
1958年４月29日生

■所有する当社の株式の数
21,032株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年９月　シイエムケイ蒲原電子株式会社入社
1992年８月　株式会社桑原電器製作所入社
2014年10月　当社入社、国内事業本部蒲原事業部副事業部長
2014年12月　当社国内事業本部品質保証部長
2015年２月　当社執行役員、国内製造統括本部長
2016年４月　当社製造担当
2016年６月　当社取締役執行役員
2018年４月　当社代表取締役社長、執行役員会議長
2020年１月　当社CEO
2024年６月　当社代表取締役会長（現任）
（重要な兼職の状況）
一般財団法人電子回路基板技術振興財団理事長

■取締役候補者とした理由

大澤　功氏は、2018年に代表取締役社長に就任して以来、生産性向上を着実に進展させ、収益力の強化にリーダーシップを発揮してまいりました。2024年からは代表取締役会長を務めております。これまでの豊富な経験と高い見識により、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

再 任

いし　ざか　　よし　あき
石坂　嘉章

1965年12月3日生

■所有する当社の株式の数

13,831株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社
2005年12月	当社東日本営業本部第三部長
2015年1月	当社東日本営業本部本部長
2017年4月	当社執行役員 新昇電子（香港）有限公司董事長 兼 総経理 新昇電子貿易（深圳）有限公司董事長 兼 総経理
2018年4月	当社西日本営業本部本部長
2018年10月	当社営業統括本部本部長
2019年6月	当社CMO
2021年6月	当社取締役執行役員
2022年2月	当社調達担当
2022年4月	当社営業担当
2023年12月	当社常務取締役、COO
2024年6月	当社代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

石坂嘉章氏は、入社以来、主に営業部門の業務に携わり、2021年から取締役執行役員として、グループの営業・調達部門を統括するなど、豊富な経験と実績を有しております。2024年からは代表取締役社長として経営の舵取りを担い、さらなる収益力の強化にリーダーシップを発揮しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

再任

手戸(てど) 邦彦(くにひこ)

1957年1月1日生

■所有する当社の株式の数

8,416株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	キヤノン株式会社入社
1998年1月	Canon Europa nv General Manager of F&A
2000年1月	Canon Europe Ltd. Assistant CFO&Consumer BU Business Controller
2007年7月	キヤノン株式会社映像事務機本部経理部長
2009年12月	Canon USA, Inc. SVP & CFO and Treasurer
2012年10月	Canon USA, Inc. SVP & CFO and Treasurer 兼 Canon Financial Services,Inc. President&CEO
2016年4月	キヤノンマーケティングジャパン株式会社社外監査役
2020年4月	当社入社、顧問
2021年2月	当社社長室長
2021年4月	当社執行役員
2021年6月	当社取締役執行役員（現任）
2024年4月	当社情報システム担当（現任）
2024年8月	当社経理担当（現任）

■取締役候補者とした理由

手戸邦彦氏は、長年経理業務に携わるとともに海外関係会社の要職を歴任し、事業構造改革の分野において豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役執行役員として経理・財務分野における基盤強化と情報システム分野を含むプロジェクトの推進に尽力しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

再 任

山口 喜久（やまぐち よしひさ）

1968年4月3日生

■所有する当社の株式の数

8,416株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年４月	当社入社
2004年７月	当社経営企画部長
2011年１月	CMK CORPORATION (THAILAND)CO., LTD.Director
2013年３月	当社電子デバイス事業部担当部長
2019年３月	当社管理本部経理部長
2019年８月	当社執行役員
2021年４月	当社経理担当
2021年６月	当社取締役執行役員（現任）
2022年７月	シイエムケイ・プロダクツ株式会社担当（現任）
2024年７月	当社経営企画担当（現任）
2025年２月	当社経営企画部長

■取締役候補者とした理由

山口喜久氏は、入社以来、主に企画・経理業務に携わり、実務を通して豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役執行役員として事業構造改革および中期経営計画の推進に向けてリーダーシップを発揮しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
5
再 任

おお の かず と
大野　和人

1957年7月20日生

■所有する当社の株式の数
8,416株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	キヤノン株式会社入社
1987年7月	Canon USA, Inc. ニューヨーク本社 出向
2003年4月	キヤノン株式会社人事本部人事部長
2012年4月	同社執行役員人事本部長
2013年3月	同社取締役人事本部長
2014年3月	同社取締役企画本部長
2015年3月	同社常勤監査役
2019年11月	公益社団法人日本監査役協会 専務理事
2022年2月	当社入社、顧問
2022年4月	当社執行役員 人事制度改革担当、コンプライアンス担当
2022年6月	当社取締役執行役員（現任）
2022年7月	当社内部統制担当、CSR担当
2022年12月	当社法務担当
2024年4月	当社人事総務担当
2025年4月	当社コーポレート担当(人事総務、内部統制、CSR、法務)（現任）

■取締役候補者とした理由

大野和人氏は、長年人事総務業務に携わり、人事制度改革において豊富な経験と実績を有しております。また、日本監査役協会の要職を歴任し、コンプライアンスに関する高い見識を有しております。現在は取締役執行役員として人事制度改革の施策立案をはじめとした人事総務関連業務の推進とコンプライアンスの推進に尽力しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

6

再 任

たか　はし　　さとる
高 橋　　聡

1966年3月18日生

■所有する当社の株式の数

1,700株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年４月	当社入社
2011年12月	希門凱電子（無錫）有限公司 董事長 兼 総経理
2016年４月	当社製造統括本部長
2021年４月	当社執行役員、生産本部長
2022年10月	当社タイ第三工場準備室長、CMK CORPORATION (THAILAND)CO., LTD. Managing Director
2023年４月	CMK CORPORATION (THAILAND)CO., LTD. Chairman
2024年４月	当社生産担当
2024年６月	当社取締役執行役員（現任）
2024年７月	当社グローバル生産担当（現任）
2024年11月	当社開発技術担当、生産本部長（現任）
2025年４月	当社生産技術担当（現任）

■取締役候補者とした理由

高橋　聡氏は、入社以来、主に海外工場を含む技術・製造部門の業務に携わり、実務を通して豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役執行役員として、海外関係会社および国内工場の収益力向上に取り組むとともに、グループの開発技術・生産技術体制の強化に尽力しており、企業価値の向上に資する者として適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
7

再任

社外

独立

佐藤　りか（さとう）

1962年８月15日生

■所有する当社の株式の数

0株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年４月	弁護士登録（東京弁護士会）
1998年12月	ニューヨーク州弁護士登録
2000年６月	あさひ・狛法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所
2003年１月	同事務所パートナー
2007年６月	外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所入所パートナー
2015年５月	デクセリアルズ株式会社社外監査役
2016年１月	太田・佐藤法律事務所パートナー
2018年６月	当社社外取締役（現任）
2019年６月	デクセリアルズ株式会社社外取締役
2019年７月	佐藤＆パートナーズ法律事務所代表（現任）
2019年11月	司法試験考査委員および司法試験予備試験考査委員（民事訴訟法担当）
2021年６月	デクセリアルズ株式会社社外取締役監査等委員（現任）
2022年６月	日本プラスト株式会社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

佐藤＆パートナーズ法律事務所代表

日本プラスト株式会社社外取締役

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

佐藤りか氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を活かし、取締役会で適宜発言いただき、当社の経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただいております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、また、今後も当社グループの持続的な企業価値の向上に向け、指名・報酬諮問委員会における客観性および透明性向上への貢献が期待されることから引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

8

再 任

社 外

独 立

たね いち しょう し ろう
種 市 正四郎

1953年7月29日生

■所有する当社の株式の数

0株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4 月	東レ株式会社入社
2002年 6 月	同社電子情報材料販売部長
2006年 6 月	同社参事 電子情報材料研究所長
2009年 5 月	同社参事 電子情報機材事業本部（技術・生産）担当
2011年 6 月	同社常任理事 環境・アメニティー製品事業部門（技術・生産）担当 滋賀事業場長
2012年 6 月	同社常任理事 滋賀事業場長
2016年 6 月	同社監査役
2020年 6 月	同社常任理事 Greenerity GmbH会長
2023年 6 月	当社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

種市正四郎氏につきましては、前職において長年にわたり経営の要職を務めた豊富な経験と監査役として培った見識を活かし、取締役会で適宜発言いただき、当社の経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただいております。当社グループの持続的な企業価値の向上に向け、経営的視点からの助言と、指名・報酬諮問委員会における客観性および透明性向上への貢献が期待されることから引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

9

新任

社外

独立

友井　洋介（ともい　ようすけ）

1956年1月12日生

■所有する当社の株式の数

0株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	日本農薬株式会社入社
1995年8月	同社ニューヨーク事務所所長
2006年12月	同社執行役員 社長室経営企画部長
2007年12月	同社取締役兼執行役員 社長室長
2009年12月	同社取締役兼執行役員、営業本部副本部長
2011年12月	同社取締役兼常務執行役員、社長室長
2014年12月	同社取締役兼専務執行役員、社長室長
2015年12月	同社代表取締役社長
2022年6月	同社取締役会長（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

友井洋介氏につきましては、事業会社での長年の経験や代表取締役として培われた豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社の経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っていただくことで企業価値の向上に寄与していただけると判断したため、取締役として選任をお願いするものです。

（注）1．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．佐藤りか氏、種市正四郎氏および友井洋介氏は、社外取締役候補者であり、佐藤りか氏および種市正四郎氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ7年、2年であります。

3．当社は、佐藤りか氏および種市正四郎氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。佐藤りか氏および種市正四郎氏が社外取締役に再任された場合、当社は引き続き独立役員とする予定であります。また、友井洋介氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。

4．当社は、佐藤りか氏および種市正四郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。佐藤りか氏および種市正四郎氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、友井洋介氏の選任が承認された場合には、同氏との間で上記契約を締結する予定であります。

5．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を同様の内容で継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「3．会社役員に関する事項」の「⑶役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役３名のうち岡部明広氏および芦辺真幸氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会出席率	監査役会出席率
1	再任 男性	岡部（おかべ） 明広（あきひろ）	常勤監査役	100% (17回/17回)	100% (14回/14回)
2	再任 社外 独立 男性	芦辺（あしべ） 真幸（まさき）	社外監査役	100% (17回/17回)	100% (14回/14回)

候補者番号

1

再 任

おか べ あき ひろ
岡 部 明 広

1963年6月1日生

■所有する当社の株式の数

6,810株

■略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社
2003年6月	日本エスアイシイ株式会社（現 シイエムケイ・プロダクツ株式会社）取締役
2010年12月	当社経理部長
2011年12月	株式会社山梨三光取締役
2015年4月	当社事務管理部長
2019年12月	新昇電子（香港）有限公司董事長
同	新昇電子貿易（深圳）有限公司董事長
2020年7月	旗利得電子（東莞）有限公司董事長
2021年6月	当社常勤監査役（現任）

■監査役候補者とした理由

岡部明広氏は、当社に入社以来、主に経理業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また管理部門の管理職や子会社の役員を務めるなど、豊富な経験を有しており、2021年から常勤監査役を務めております。これらの経験や見識を当社の監査体制強化に活かしていただくため、引き続き監査役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

再 任

社 外

独 立

芦辺　真幸（あしべ　まさき）

1957年7月30日生

■所有する当社の株式の数

0株

■略歴、地位および重要な兼職の状況

1981年４月	株式会社住友銀行入行
2010年４月	株式会社三井住友銀行執行役員
2013年５月	ＳＭＢＣ信用保証株式会社代表取締役社長
2018年６月	銀泉株式会社代表取締役兼専務執行役員
2020年４月	同社代表取締役兼副社長執行役員
2021年６月	当社社外監査役（現任）

■社外監査役候補者とした理由

芦辺真幸氏につきましては、金融機関での長年の経験や代表取締役として培われた豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただいており、引き続き監査役として選任をお願いするものです。

（注）１．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．芦辺真幸氏は、社外監査役候補者であります。同氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、４年であります。

３．当社は、芦辺真幸氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏が社外監査役に再任された場合、当社は引き続き独立役員とする予定であります。

４．当社は、岡部明広氏および芦辺真幸氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

５．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。岡部明広氏および芦辺真幸氏の再任が承認された場合には、両氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「３．会社役員に関する事項」の「⑶役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くに至る場合に備え、本総会終結の時から次期定時株主総会開始の時までを期限として、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

押味 由佳子（おしみ ゆかこ）

1976年８月11日生

■所有する当社の株式の数　0株

■略歴、地位および重要な兼職の状況

2002年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野・常松法律事務所入所
2011年４月	株式会社リコー出向
2014年９月	柴田・鈴木・中田法律事務所入所パートナー（現任）
2015年６月	株式会社ＪＰホールディングス社外監査役
2019年３月	富士ソフト株式会社社外監査役（現任）
2019年６月	株式会社クレハ社外監査役
2020年12月	当社社外監査役
2021年11月	オリックス不動産投資法人監督役員（現任）
2022年１月	株式会社プロレド・パートナーズ社外監査役
2024年１月	同社社外取締役監査等委員（現任）

（重要な兼職の状況）
柴田・鈴木・中田法律事務所パートナー
オリックス不動産投資法人監督役員
株式会社プロレド・パートナーズ社外取締役監査等委員

■補欠の社外監査役候補者とした理由

押味由佳子氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を活かし、客観的立場から当社の監査体制強化に尽力いただくことを目的として、選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．押味由佳子氏は、社外監査役の補欠として選任するものであり、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。同氏が社外監査役に就任する場合、独立役員として届け出る予定であります。

３．当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が社外監査役に就任する場合は、当該契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

４．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を同様の内容で継続し更新する予定であります。補欠監査役候補者が社外監査役に就任する場合、同氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告「３．会社役員に関する事項」の「⑶役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。

以　上

（ご参考）株主総会後の取締役会のスキルマトリクスと各項目の選定理由

本株主総会において第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役および監査役の構成、ならびに各人に特に期待する役割・専門性・バックグラウンドは以下のとおりです。なお、スキルマトリクスについては、一部のスキルの見直しを実施しております。

	氏名	企業経営	グローバル経験	営業マーケティング	サステナビリティ	開発技術	品質管理	人事労務人材開発ウェルビーイング	財務会計	法務コンプライアンスリスクマネジメント
取締役	大澤　功	●	●		●		●			
	石坂　嘉章	●	●	●	●					
	手戸　邦彦	●	●						●	
	山口　喜久	●	●						●	
	大野　和人	●	●		●			●		●
	高橋　聡	●	●			●	●			
	佐藤　りか		●							●
	種市正四郎	●	●	●		●				
	友井　洋介	●	●	●		●			●	
監査役	岡部　明広	●	●						●	
	芦辺　真幸	●		●					●	
	横小路　喜代隆	●			●			●		●

（注）上記の一覧表は各自が有するすべての知見や経験を表すものではありません。

スキル項目	選定理由
企業経営	企業価値の持続的な向上には、全社視点での意思決定、変化する経営環境への柔軟な対応、中長期的な成長に向けた戦略的な方向性の策定と実行が不可欠であり、企業経営に関する経験を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
グローバル経験	車載成長分野における外資顧客の獲得やタイ等の海外製造拠点のオペレーションをモニタリングする観点から、海外での事業マネジメント経験や海外の事業環境・生活文化等に豊富な知識を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
営業 マーケティング	車載領域におけるECUの高機能化に伴う主要顧客への拡販や外資新規顧客の獲得、新事業領域における顧客の獲得が中長期的な成長に不可欠であり、営業・マーケティングの効果的な実行をモニタリングする観点から、本分野について豊富な知識・経験を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
サステナビリティ	持続可能な社会の実現に向けて、サステナビリティの要素を戦略的に組み込み、社会的・環境的責任を果たしながら、企業価値の向上を図るために、本分野で確かな知識・経験を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
開発技術	車載事業に続く第二の事業の柱となる新領域の確立に向け、研究開発力の強化と戦略的技術投資が重要性を増しており、持続的な競争優位と企業価値の創出を図るため、経営視点での積極的な取り組みを可能とする知識・経験を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
品質管理	当社製品の高い品質が顧客との信頼関係を築く競争優位性となっており、今後タイ拠点等での製造増加や新事業領域での製造本格化といった変化を踏まえ、品質管理・向上を推進し、モニタリングする観点から知識・経験を有する取締役会メンバーが必要であるため。
人事労務 人材開発 ウェルビーイング	変化の激しい経営環境において、持続的な企業価値の向上を実現するには、従業員一人ひとりの能力を最大限に引き出すとともに、ウェルビーイングを確保することが不可欠である。これには、人事戦略および人的資本に関する深い理解が求められると同時に、製造業として安全かつ安心して働ける職場環境を整備する視点も重要である。こうした人的資本と職場環境の両面に対する知識・経験を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
財務会計	持続的に企業価値を向上させるためには、資本市場からの要請を踏まえながら、経営戦略と連動した財務戦略やIR活動が重要であり、本分野における確かな知識・経験を持つ取締役会メンバーが必要であるため。
法務 コンプライアンス リスクマネジメント	企業の持続的成長と社会的信頼の確保には、法令遵守と倫理的経営、そして多様化する事業リスクへの的確な対応が不可欠であり、本分野で確かな知識・経験を持つ取締役会メンバーが必要であるため。

事　業　報　告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

　当連結会計年度における我が国経済は、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、海外の景気後退懸念、継続的な物価上昇や為替変動等を注視する必要があり、先行き不透明な状況が続いております。世界経済においても、地政学リスクに加えて、中国および欧州経済の停滞、各国の通商政策動向による世界経済の悪化懸念等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

　このような環境のもと、当社グループ主力の車載分野においては、各国の自動車需要回復が鈍いことなどにより、受注は未だ低調に推移しております。

　当社グループは、注力分野の走行安全系向けの販売が順調に推移したことや為替影響等により、連結売上高は954億86百万円（前期比5.4%の増収）となりました。

　利益面につきましては、売上高増加の影響に加え、生産工場の稼働率は低調に推移しているものの、生産性向上や為替影響等により、営業利益は38億７百万円（前期比7.9%の増益）となりました。

　経常利益は、営業利益の増加や円が対米ドルおよびタイバーツで通貨安に推移したことなどによる為替差益19億57百万円を計上したため、55億33百万円（前期比15.4%の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は、37億89百万円（前期比1.7%の減益）となりました。

品目別の売上状況につきましては、以下のとおりであります。

期別 品目	当期 (2024年４月１日から 2025年３月31日まで)		前期 (2023年４月１日から 2024年３月31日まで)		増減	
	金額（百万円）	構成比率（%）	金額（百万円）	構成比率（%）	金額（百万円）	増減率（%）
ビルドアップ配線板	29,850	31.3	26,071	28.8	3,779	14.5
多層プリント配線板	51,045	53.4	49,860	55.0	1,184	2.4
両面プリント配線板	10,008	10.5	10,054	11.1	△45	△0.5
その他	4,582	4.8	4,582	5.1	△0	△0.0
合計	95,486	100.0	90,568	100.0	4,917	5.4

＜ビルドアップ配線板＞

主として、自動車関連製品や通信機器、デジタルカメラ等に用いられているビルドアップ配線板は、自動車向け製品の販売が増加したことにより、売上は前期比37億79百万円の増加（増加率14.5%）となりました。

＜多層プリント配線板＞

主として、自動車関連製品に用いられている多層プリント配線板は、自動車向け製品の販売が増加したことにより、売上は前期比11億84百万円の増加（増加率2.4%）となりました。

＜両面プリント配線板＞

主として、自動車関連製品やコンピュータ関連機器等に用いられている両面プリント配線板は、自動車向け製品の販売は増加したものの、その他製品の販売が減少し、売上は前期比45百万円の減少（減少率0.5%）となりました。

＜その他＞

上記各品目に付帯する回路設計、試作品、金型、各種治具類等を中心としたその他売上は、前期比横ばいとなりました。

⑵ 設備投資等および資金調達の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度中の固定資産投資総額は、184億36百万円で、その主なものはタイ新工場と中国の工場への設備投資によるものであります。

② 資金調達の状況

当連結会計年度において、タイ新工場のための設備投資資金として、短期借入金で60億円および長期借入金で86億40百万円(THB 2,000百万）を調達いたしました。

⑶ 対処すべき課題

今後の世界経済は、主要国の政策変更に伴う各国経済の減速懸念や、不安定な為替等、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

また自動車業界においても同様にその影響を受け、不透明な状況が続くと予想されますが、中長期的にはADAS、自動運転進化による制御複雑化に伴いECUの数も増加、および複雑化し、当社グループ主力の車載プリント配線板の需要は拡大するものと見込まれます。

当社グループは2023年11月に中期経営計画を見直しました。主要顧客の中長期需要が強いことや、地政学リスク回避の流れを背景とした当社タイ工場に対するニーズの高まりを受けて、成長加速を実現するためにタイに新工場を建設し、2024年8月より信頼性評価の生産を開始、顧客承認活動を行ってまいりましたが、自動車の全体需要停滞に伴い、量産稼働につきましては、2025年10月から開始といたしました。

足元厳しい事業環境は続いているものの、競争優位性のある車載製品への注力強化、車載製品ポートフォリオのさらなる高付加価値シフト等の車載成長戦略は順調に推移しております。

また、車載以外の新事業領域をもう一つの柱とすべく、技術力の強化を図っております。そのなかで、当社は2025年4月25日付にて株式会社ダイワ工業が保有する「DPGA基板」の特許に関する通常実施権許諾契約を締結いたしました。DPGA基板は放熱性、接続信頼性、軽量化が特徴の基板であり、本技術によって、今後のプリント配線板に求められる放熱ニーズに対応し、新事業領域における設計、企画提案の幅を広げ、さらなる拡販を推進し、中期経営計画の達成を目指してまいります。

また、2050年のカーボンニュートラルへの対応として、「環境方針」をもとに、「中長期環境行動計画」を策定し、環境保全活動を推進するなかで、各工場で設備更新等の電力削減、太陽光発電による再生可能エネルギー使用等の対応によるCO_2排出量の削減を進めております。当社の中国工場においては、グリーン電力を導入しており、2026年度には全てグリーン電力化出来

る見込みとなっております。
　さらに、気候変動緩和に向けた取り組みについては、CDPの「気候変動レポート2024」で2023年度に引き続きBスコアを取得しており、今後とも持続可能な社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。
　当社はこれらの課題に適切に対応し、企業価値の最大化および持続可能な成長の実現を目指してまいりますので、株主のみなさまにおかれましては、何卒、ご理解とより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑷　財産および損益の状況の推移

区　　　　分	第 62 期 (2021年４月１日から 2022年３月31日まで)	第 63 期 (2022年４月１日から 2023年３月31日まで)	第 64 期 (2023年４月１日から 2024年３月31日まで)	第 65 期 (当連結会計年度) (2024年４月１日から 2025年３月31日まで)
売　　上　　高(百万円)	81,486	83,840	90,568	95,486
経　常　利　益(百万円)	3,305	2,622	4,795	5,533
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,785	1,588	3,855	3,789
１株当たり当期純利益　(円)	47.05	26.83	64.21	53.19
総　　資　　産(百万円)	104,865	114,570	131,606	148,540
純　　資　　産(百万円)	54,466	58,779	72,913	81,428

（注）　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
シイエムケイ・プロダクツ株式会社	百万円 233	99.9	プリント配線板製造
CMK ASIA (PTE.) LTD.	百万US＄ 63	100.0	プリント配線板販売
CMKM SDN.BHD.	百万MYR 1	100.0	プリント配線板販売支援
CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.	百万THB 8,007	100.0	プリント配線板製造
希門凱電子（無錫）有限公司	百万人民元 502	85.0	プリント配線板製造
新昇電子（香港）有限公司	百万HK＄ 150	100.0	プリント配線板販売
旗利得電子（東莞）有限公司	百万人民元 293	100.0 (100.0)	プリント配線板製造
新昇電子貿易（深圳）有限公司	百万人民元 1	100.0 (100.0)	プリント配線板販売
CMK EUROPE N.V.	百万EUR 22	100.0 (100.0)	プリント配線板販売
CMK(Germany)GmbH	百万EUR 0.025	100.0	プリント配線板販売支援
CMK AMERICA CORPORATION	百万US＄ 0.1	100.0	プリント配線板販売

（注）1．「当社の出資比率」欄の（ ）内書は、間接所有割合（内数）であります。
2．特定完全子会社に該当する子会社はありません。
3．2024年4月29日付で、CMK(Germany)GmbHを設立いたしました。

⑹ 主要な事業内容（2025年３月31日現在）

当社グループは、プリント配線板および電子デバイスならびにその関連製品の設計・製造・販売を主要な事業内容としております。

⑺ 主要な営業所および工場等（2025年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都新宿区	川越オフィス	埼玉県川越市
大阪オフィス	大阪府大阪市	名古屋営業所	愛知県刈谷市
広島営業所	広島市東区		
新潟工場	新潟県聖籠町	蒲原工場	新潟県五泉市
秩父工場	埼玉県秩父市	出荷センター	群馬県伊勢崎市

（注）大阪営業所は、大阪府守口市から大阪府大阪市に移転し、2024年８月５日より大阪オフィスに名称変更しております。

② 子会社

会社名	所在地
シイエムケイ・プロダクツ株式会社	神奈川県相模原市
CMK ASIA (PTE.) LTD.	シンガポール共和国
CMKM SDN. BHD.	マレーシア
CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国
希門凱電子（無錫）有限公司	中華人民共和国江蘇省無錫市
新昇電子（香港）有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
旗利得電子（東莞）有限公司	中華人民共和国広東省東莞市
新昇電子貿易（深圳）有限公司	中華人民共和国広東省深圳市
CMK EUROPE N.V.	ベルギー王国
CMK (Germany) GmbH	ドイツ連邦共和国
CMK AMERICA CORPORATION	アメリカ合衆国

⑻　**従業員の状況**（2025年３月31日現在）

①　企業集団の従業員の状況

従　　業　　員　　数	前　期　比　増　減
4,483名	97名減

（注）従業員数は就業人員であります。

②　当社の従業員の状況

従　業　員　数	前　期　比　増　減	平　均　年　齢	平　均　勤　続　年　数
1,143名	13名減	48.73歳	19.55年

（注）１．従業員数は就業人員であり、受入出向者2名を含み、出向者108名は含まれておりません。
　　　２．上記のほか、契約社員23名、パートタイマー3名が在籍しております。

⑼　**主要な借入先**（2025年３月31日現在）

企業集団の主要な借入先

借　　入　　先	期末借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	11,190
日本国際協力銀行	9,300
株式会社三井住友銀行	8,999
株式会社きらぼし銀行	4,533

（注）上記金額には、社債の未償還残高を含めております。

2．会社の株式に関する事項（2025年３月31日現在）

⑴　**発行可能株式総数**　227,922,000株

⑵　**発行済株式の総数**　71,251,881株（自己株式4,595株を除く）

⑶　**当期末株主数**　18,663名

⑷　**大株主**

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,596	14.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,782	6.7
株式会社みずほ銀行	2,576	3.6
一般財団法人電子回路基板技術振興財団	2,500	3.5
第一生命保険株式会社	1,895	2.7
株式会社きらぼし銀行	1,745	2.4
株式会社三井住友銀行	1,613	2.3
佐藤商事株式会社	1,506	2.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,300	1.8
ＪＰモルガン証券株式会社	1,290	1.8

（注）持株比率については、自己株式4,595株を控除して算出しております。

⑸　**当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

区分	株式の種類および数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式22,160株	5名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「3．⑷取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役会長	大澤　功	一般社団法人電子回路基板技術振興財団理事長
代表取締役社長	石坂嘉章	
取締役 執行役員	手戸邦彦	経理担当、情報システム担当
取締役 執行役員	山口喜久	経営企画担当 兼 経営企画部長、 シイエムケイ・プロダクツ株式会社担当
取締役 執行役員	大野和人	人事総務担当、内部統制担当、CSR担当、法務担当
取締役 執行役員	高橋　聡	グローバル生産担当、開発技術担当、生産本部長
取締役	佐藤りか	佐藤＆パートナーズ法律事務所代表 デクセリアルズ株式会社社外取締役監査等委員 日本プラスト株式会社社外取締役
取締役	海藤　満	碌々スマートテクノロジー株式会社代表取締役会長 一般財団法人機械振興協会理事
取締役	種市正四郎	
常勤監査役	岡部明広	
監査役	芦辺真幸	
監査役	横小路喜代隆	株式会社ALiNKインターネット常勤監査役（社外監査役）

（注）１．2024年6月26日開催の第64回定時株主総会において、高橋　聡氏が取締役にあらたに選任され、就任いたしました。
２．2024年6月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、西沢　亨氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
３．監査役岡部明広氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役佐藤りか氏、海藤　満氏および種市正四郎氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。

5．監査役芦辺真幸氏および横小路喜代隆氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。

6．事業年度末日後の取締役の異動は次のとおりであります。

異動年月日	氏名	異動前	異動後
2025年4月1日	山口喜久	取締役執行役員 経営企画担当 兼 経営企画部長 シイエムケイ・プロダクツ(株)担当	取締役執行役員 経営企画担当 シイエムケイ・プロダクツ(株)担当
2025年4月1日	大野和人	取締役執行役員 人事総務担当、内部統制担当、 CSR担当、法務担当	取締役執行役員 コーポレート担当（人事総務、 内部統制、CSR、法務）
2025年4月1日	高橋　聡	取締役執行役員 グローバル生産担当、 開発技術担当、生産本部長	取締役執行役員 グローバル生産担当、生産技術担当、 開発技術担当、生産本部長

7．当社は、経営意思決定の迅速化および経営責任の明確化を図るため執行役員制度を導入しております。2025年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員の地位および担当または重要な兼職の状況は次のとおりであります。

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
上席執行役員	藤野敏和	グローバル生産副担当、 CMK CORPORATION (THAILAND)CO., LTD. Chairman 兼 Managing Director
上席執行役員	小泉達也	営業本部長
執行役員	宮本　学	人事総務担当、危機管理担当、環境推進部長
執行役員	李　敏	アジア地区生産担当、希門凱電子（無錫）有限公司副董事長、 CMK CORPORATION (THAILAND)CO., LTD. Deputy Managing Director

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

⑶　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用等を

填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為、違法に利益または便宜を得る行為等がある場合には填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

⑷ 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	200 (21)	181 (21)	6 (—)	11 (—)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	17 (6)	17 (6)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	217 (27)	198 (27)	6 (—)	11 (—)	13 (5)

（注）上記支給人員には、当事業年度中に退任した取締役１名を含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、連結経常利益を指標としております。当該指標を選定した理由は、当社の経常的な営業活動に加え財務活動を含めた事業全体の成果を表す指標であるためです。業績連動報酬等の額の算定方法は、直近３年間の連結経常利益の平均額に一定の係数を乗じ、定性評価を行ったうえで金額を決定しております。当事業年度を含む連結経常利益の推移は、「1.⑷財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.⑸当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2007年６月28日開催の第47回定時株主総会において、取締役に支給する報酬上限額を年

額４億２千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役に支給する報酬上限額を年額６千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名、監査役は３名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2022年６月28日開催の第62回定時株主総会において、株式報酬の額として年額３千万円以内、株式数の上限を年80,000株以内（社外取締役および監査役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。

⑤　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、あらかじめ指名・報酬諮問委員会へ諮問し、その答申を受けてから、2024年6月26日開催の取締役会において決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

（ア）基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

（イ）基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位・職責および貢献度に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

（ウ）業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標を反映した現金報酬とし、直近３年間の連結経常利益の平均額に一定の率を乗じて算出された額を原資とし、月例の固定報酬と合わせて支給するものとする。

非金銭報酬は、取締役在任期間を譲渡制限期間とした譲渡制限付株式とし、役位、職責等に応じて、当社の業績および株価も考慮しながら、総合的に勘案して株数を決定し、毎年一定の時期に支給するものとする。

（エ）金銭報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬と業績連動報酬および非金銭報酬の割合は、経営状況や他社水準を踏まえ、当社の報酬体系が企業価値の持続的な向上のための適切なインセンティブとして機能するように決定するものとする。

（オ）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長に対し、その具体的内容の決定について委任するものとする。代表取締役会長は、本方針に基づき、基本報酬および業績連動報酬について、指名・報酬諮問委員会における審議とその同意を得たうえで、取締役の個別の報酬額を決定するものとする。

なお、非金銭報酬の譲渡制限付株式については、指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役の個別の割当株式数を取締役会において決議する。

また、監査役の報酬は、その職責が取締役の職務執行の監査であることに鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。基本報酬は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別により定め、監査役の協議により決定するものとしております。

⑥　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2024年６月26日の取締役会において、代表取締役会長大澤　功に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしており、代表取締役会長は、指名・報酬諮問委員会の審議とその同意を得たうえで、取締役の個人別の報酬額を決定しております。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部分について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

⑸　社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社の関係

社外役員の重要な兼職先の状況については、「３．⑴取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりです。社外取締役海藤　満氏は、碌々スマートテクノロジー株式会社の代表取締役会長であり、当社と同社は設備・部品等の取引関係がありますが、その取引金額は両社において売上高の0.1％未満と僅少であります。その他の社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	佐藤りか	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から適宜発言を行っております。 また、当社が設置した任意の指名・報酬諮問委員会の委員長として、役員等の人事や報酬等についての諮問事項を審議するにあたり、客観性・透明性および妥当性の観点から意見・助言を行うなど重要な役割を果たしております。
社外取締役	海藤　満	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、事業会社での長年の経験や代表取締役として培われた豊富な経験と幅広い知見に基づき適宜発言を行っております。 また、当社が設置した任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、役員等の人事や報酬等についての諮問事項を審議するにあたり、客観性・透明性および妥当性の観点から意見・助言を行うなど重要な役割を果たしております。
社外取締役	種市正四郎	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、事業会社で長年要職を務めた豊富な経験や監査役として培われた見識に基づき適宜発言を行っております。 また、当社が設置した任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、役員等の人事や報酬等についての諮問事項を審議するにあたり、客観性・透明性および妥当性の観点から意見・助言を行うなど重要な役割を果たしております。
社外監査役	芦辺真幸	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、金融機関等で培われた豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	横小路喜代隆	当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、事業会社で長年要職を務めた豊富な経験や監査役として培われた経験に基づき適宜発言を行っております。

4．会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称

ＥＹ新日本有限責任監査法人

⑵　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	81百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

2．当社の重要な子会社のうち、CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.、新昇電子(香港)有限公司については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するアーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームの監査を受けております。

3．当社の監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかの事項に該当すると認められる場合、必要に応じて監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5．会社の体制および方針

⑴ 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づく基本方針に関し、取締役会において次のとおり決議いたしております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）当社グループの役職員は、当社のコンプライアンスに対する基本姿勢を明示した「CMKグループ行動宣言」に則りその職務を遂行することで、法令・定款および社会規範を遵守し、コンプライアンス体制の強化に努める。

（イ）取締役会による取締役の職務執行に対する監督機能と、監査役の監査機能を強化することにより、経営監視機能の充実を図る。

（ウ）社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたず、毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録を含む）については、社内規程に従い関係部署等において適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業を取り巻くあらゆるリスクに対処するため、全社横断的なリスク管理体制を整備するとともに全社方針に基づきリスクマネジメントの強化を図る。

「内部統制委員会」において、リスクの把握・評価、およびコントロール、リスク管理計画の検証等、リスクの未然防止システムの整備・強化を図るとともに、リスク発生時には「危機管理委員会」において発生リスクへの迅速かつ適切な対応を行うことにより、全社リスクマネジメント強化に努める。

「内部統制委員会」と代表取締役の間の直接の指示・報告を定期的に行うことにより、内部統制システムの実効性を一層高める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入することにより、取締役による意思決定を効率的に行う。企業を取り巻く環境変化を捉え、状況に即した組織体制を整備するとともに、社内規程を整備し各役職者の権限および責任の明確化を図る。事業・統括部門ごとに改善活動を行い、効率性を阻害する要因の発見とその対策を継続的に実施し、全社的な業務の効率化を推進する。

⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（ア）子会社の自主運営を尊重しつつ、事業内容の定期報告をはじめ重要案件については事前協議を旨とするなど、子会社の経営管理および経営指導を行う。また損益に影響を及ぼす重大

案件については当社取締役会の承認を受けるものとする。必要に応じて当社役職員を子会社の取締役および監査役として派遣し、業務の適正の確保に努める。

（イ）当社グループのリスク管理規則類に則り、「内部統制委員会」が当社グループ全体のリスク管理推進にかかわる課題および対応策を審議する。

当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には「危機管理委員会」を中心に当社グループの事業継続に支障がでないよう対処する。

（ウ）連結ベースでの中期経営計画を策定し当該計画を具現化するため、事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標を定め実績を管理し、当社グループ各社と共有する。

（エ）「経営理念」に基づく「CMKグループ行動宣言」を当社グループの役職員に周知徹底するため、研修や啓発活動等の継続的な取り組みによりコンプライアンス意識の維持・向上を図る。また、これらを各現場へ浸透させるため、グループ内にコンプライアンス担当者を置く。

内部監査部門は子会社の状況を監査し、改善に向けた指導、助言を行う。

（オ）監査役および外部の弁護士事務所を相談窓口とする「内部通報制度」を海外を含めたグループ全社に展開し、コンプライアンス違反の発見と再発防止を図る。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役による監査の実効性を確保するため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。同使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任する。

⑦　前項にいう使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役からの独立性を確保するため、同使用人の考課・異動等人事権に係る事項の決定については、常勤監査役の同意を得たうえで決定する。

⑧　取締役、その他使用人等および子会社の取締役、使用人等が監査役等に報告をするための体制

（ア）監査役は、取締役会およびその他重要な会議に出席し、重要な経営情報、リスク情報について適時、報告を求める。重要な会議の議事録、稟議書等は常時監査役の閲覧を可能とする。

（イ）取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

（ウ）当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

（エ）当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループに著しい損害を

及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに所管部門へ報告するほか、「内部通報制度」等の仕組みを利用して直接監査役に通報する。

⑨　前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「内部通報制度」による報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として当該通報者に対して解雇その他の不利益な取り扱いを行うことを禁止し、これを当社グループの役職員に周知徹底する。

⑩　監査役の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について法令に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等を負担する。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ア）代表取締役は、監査役と適宜情報交換や意見交換等を十分に行える機会を確保し、当社グループにとって相応しい内部統制システムの充実に努める。

（イ）監査役の職務遂行にあたっては、監査役の判断により、弁護士、公認会計士等外部の専門家との連携を図る機会を確保する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備と適切な運用に努めております。

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

①　内部統制に係る管理機構と開催状況について

「内部統制委員会」傘下の「コンプライアンス推進分科会」および「財務報告分科会」により、それぞれ取り組みを進めてまいりましたが、会社法分野を管掌する内部統制委員会傘下の「コンプライアンス推進分科会」を当期１回開催の後、両分科会を統合し新体制での「内部統制委員会」を当期１回開催しました。内部統制のさらなる有効性向上のため、代表取締役会長、代表取締役社長、内部統制担当役員、執行役員、内部監査室長、オブザーバーの立場から常勤監査役が参加し、「内部統制に関する基本方針」に即し取り組みを進めました。

②　主な取り組み内容について

(法令遵守体制に関する取り組み状況)

継続的な取り組みとして法令改正等入手情報の点検・整理を行うとともに、管理職向けに各種ルール周知のためのコンプライアンス研修を実施しました。また、コンプライアンス浸

透活動の一環としてコンプライアンスハンドブックを時勢に合わせた改訂版に更新するとともに、全職場において当期２回のコンプライアンスミーティングを実施しました。

(情報の保存管理体制に関する取り組み状況)

取締役会議事録その他重要会議議事録等は、情報セキュリティ管理規程等の社内規程に基づき、保存年限を定め適切に文書管理を実施しております。

(損失の危険の管理体制に関する取り組み状況)

安全衛生を統括・推進する組織を新設し、当該組織主導により安全衛生、防火管理、リスクサーベイに取り組むとともに、各種BCPの整備を進め各拠点によるBCP演習を定期的に実施継続しています。

(職務執行の適正および効率性の確保体制に関する取り組み状況)

「取締役会規程」および期初に定めた年間計画に基づき、取締役会を原則毎月開催し、中期経営計画、年度予算等の意思決定を行っています。重要な審議事項については、社外役員へ事前に説明を実施するほか、社外役員のみのミーティングの機会を設けています。取締役および監査役にアンケートを実施し、分析結果を取締役会で審議し、実効性向上に努めています。また、グループ全体でＩＴ化を推進し、情報共有等の効率化を推進しています。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**62,382**
現金及び預金	22,193
受取手形及び売掛金	17,847
電子記録債権	1,782
商品及び製品	10,141
仕掛品	5,088
原材料及び貯蔵品	3,337
その他	1,993
貸倒引当金	△3
固定資産	**86,131**
有形固定資産	**76,492**
建物及び構築物	12,832
機械装置及び運搬具	20,998
工具、器具及び備品	1,972
土地	7,028
建設仮勘定	33,659
無形固定資産	**995**
のれん	15
その他	979
投資その他の資産	**8,643**
投資有価証券	4,041
退職給付に係る資産	2,114
繰延税金資産	111
その他	2,399
貸倒引当金	△23
繰延資産	**27**
社債発行費	27
資産合計	**148,540**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**33,686**
支払手形及び買掛金	11,540
電子記録債務	2,469
短期借入金	6,000
１年内償還予定の社債	773
１年内返済予定の長期借入金	6,049
未払金	4,366
リース債務	59
未払法人税等	521
賞与引当金	726
製品保証引当金	37
その他	1,141
固定負債	**33,425**
社債	3,000
長期借入金	28,295
リース債務	58
繰延税金負債	1,255
退職給付に係る負債	175
資産除去債務	512
その他	129
負債合計	**67,112**
純資産の部	
株主資本	**62,817**
資本金	24,102
資本剰余金	18,758
利益剰余金	19,959
自己株式	△3
その他の包括利益累計額	**16,294**
その他有価証券評価差額金	1,880
為替換算調整勘定	13,775
退職給付に係る調整累計額	638
非支配株主持分	**2,316**
純資産合計	**81,428**
負債・純資産合計	**148,540**

連結損益計算書

（2024年４月１日から 2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**95,486**
売上原価		**79,918**
売上総利益		**15,568**
販売費及び一般管理費		**11,760**
営業利益		**3,807**
営業外収益		
受取利息	109	
受取配当金	127	
為替差益	1,957	
受取賃貸料	75	
その他	330	2,599
営業外費用		
支払利息	560	
支払手数料	21	
環境対策費	91	
租税公課	38	
その他	163	873
経常利益		**5,533**
特別利益		
固定資産売却益	116	
投資有価証券売却益	15	131
特別損失		
固定資産売却損	24	
固定資産除却損	275	
減損損失	18	317
税金等調整前当期純利益		**5,347**
法人税、住民税及び事業税	931	
法人税等調整額	511	1,443
当期純利益		**3,903**
非支配株主に帰属する当期純利益		114
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,789**

貸借対照表

(2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**32,255**
現金及び預金	9,738
受取手形	3
電子記録債権	1,607
売掛金	11,487
商品及び製品	4,858
仕掛品	1,734
原材料及び貯蔵品	1,195
前払費用	157
関係会社短期貸付金	200
未収入金	1,179
その他	94
貸倒引当金	△1
固定資産	**74,583**
有形固定資産	**17,780**
建物	5,533
構築物	391
機械及び装置	5,377
車両及び運搬具	22
工具器具及び備品	271
土地	5,987
建設仮勘定	196
無形固定資産	**410**
借地権	8
施設利用権	0
ソフトウェア	38
ソフトウェア仮勘定	362
投資その他の資産	**56,392**
投資有価証券	4,039
関係会社株式	19,540
関係会社出資金	5,776
関係会社長期貸付金	24,733
保険積立金	1,153
前払年金費用	948
その他	224
貸倒引当金	△25
繰延資産	**27**
社債発行費	27
資産合計	**106,865**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**33,039**
支払手形	7
電子記録債務	2,469
買掛金	7,619
短期借入金	6,000
関係会社短期借入金	8,424
１年内償還予定の社債	773
１年内返済予定の長期借入金	5,119
リース債務	40
未払金	1,078
未払法人税等	450
未払消費税等	63
未払費用	278
預り金	67
賞与引当金	538
製品保証引当金	15
設備支払手形	90
その他	3
固定負債	**23,722**
社債	3,000
長期借入金	19,925
リース債務	38
繰延税金負債	351
資産除去債務	332
その他	74
負債合計	**56,762**
純資産の部	
株主資本	**48,222**
資本金	**24,102**
資本剰余金	**18,424**
資本準備金	15,292
その他資本剰余金	3,132
利益剰余金	**5,698**
その他利益剰余金	5,698
繰越利益剰余金	5,698
自己株式	**△3**
評価・換算差額等	**1,880**
その他有価証券評価差額金	**1,880**
純資産合計	**50,103**
負債・純資産合計	**106,865**

損益計算書

(2024年４月１日から
2025年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**55,984**
売上原価		**49,069**
売上総利益		**6,914**
販売費及び一般管理費		**6,061**
営業利益		**853**
営業外収益		
受取利息	973	
受取配当金	743	
賃貸料	78	
技術指導料	248	
為替差益	1,349	
その他	287	3,681
営業外費用		
支払利息	509	
社債利息	35	
支払手数料	15	
環境対策費	91	
その他	102	754
経常利益		**3,780**
特別利益		
固定資産売却益	111	
投資有価証券売却益	15	127
特別損失		
固定資産除却損	20	
減損損失	18	38
税引前当期純利益		**3,869**
法人税、住民税及び事業税	553	
法人税等調整額	104	657
当期純利益		**3,211**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月21日

日本シイエムケイ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　博　貴
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　沼　健　二

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本シイエムケイ株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本シイエムケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月21日

日本シイエムケイ株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　博　貴

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　沼　健　二

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本シイエムケイ株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０２４年4月1日から２０２５年3月３１日までの第６５期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、内部統制システム、コンプライアンス、危機管理体制、サステナビリティへの取り組みを重点監査項目として設定し、毎月監査役会を開催して監査の実施状況及び結果について監査役間で情報の共有化を図り、取締役等及び会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査役室、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、内部統制システムの運用においては、グローバル情勢の変化に即した体制整備とリスク管理機能が一層強化・浸透されるよう今後も注視してまいります。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月22日

日本シイエムケイ株式会社　監査役会

常勤監査役　岡　部　明　広　㊞

社外監査役　芦　辺　真　幸　㊞

社外監査役　横小路喜代隆　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
新宿野村ビル２階 野村コンファレンスプラザ新宿
コンファレンスA

電　話　03-3348-6513

- JR線・京王線・小田急線「新宿」駅西口　徒歩7分
- 東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅2番出口　徒歩4分
- 都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅B2出口　徒歩3分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC www.fsc.org ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK